

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

1 平成26年度国土利用計画審議会以降の変更状況(復興整備協議会案件分)

五地域区分	H26国土審における 変更後の計画		H27.1.30開催		H27.2.23開催	H27.3.27開催	H27.5.26開催		H27.7.31開催	合計 面積 (ha)	現行計画 (H27.11.27現在)	
			H27.1.30公表	H27.2.12公表	H27.2.23公表	H27.3.27公表	H27.5.27公表	H27.5.26公表	H27.8.3公表			
			大船渡市	大槌町	陸前高田市	宮古市	久慈市	田野畑村	大槌町			
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)		割合 (%)	
都市地域(a)	236,804	15.5	0	0	0	0	0	0	8	8	236,812	15.5
農業地域(b)	746,967	48.9	0	9	0	△ 4	0	0	0	5	746,972	48.9
森林地域(c)	1,174,635	76.9	△ 3	0	△ 2	0	△ 8	△ 12	0	△ 25	1,174,610	76.9
自然公園地域(d)	72,011	4.7	0	0	0	0	0	0	0	0	72,011	4.7
自然保全地域(e)	4,956	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	4,956	0.3
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,235,373	146.3	△ 3	9	△ 2	△ 4	△ 8	△ 12	8	△ 12	2,235,361	146.3
白地地域	8,343	0.5	0	0	2	0	0	0	△ 2	0	8,343	0.5
県土面積	1,527,501	100.0									1,527,501	100.0

2 今回の五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画(案)	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	236,812	15.5%	0	0	0	236,812	15.5%
農業地域(b)	746,972	48.9%	0	0	0	746,972	48.9%
森林地域(c)	1,174,610	76.9%	0	30	△ 30	1,174,580	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	0	0	0	72,011	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,235,361	146.3%	0	30	△ 30	2,235,331	146.3%
白地地域	8,343	0.5%	0	0	0	8,343	0.5%
県土面積	1,527,501	100.0%	0	0	0	1,527,501	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、平成26年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、平成27年11月27日現在の数値であること。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				面積
					名称	面積	名称	面積						
1	盛岡森林地域 (14-5)	盛岡市 (玉山)		2	都農	2	調整	2		その他	2	林地開発(資材置場)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川上流地域 森林計画の樹立 (H27)	H13.2.27 林地開発許可 H27.4.22 完了
2	紫波森林地域 (14-8)	紫波町 (佐比内)		2	農	2				その他	2	林地開発(自転車ロードレース拠点)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川上流地域 森林計画の樹立 (H27)	H26.8.21 林地開発了承 H27.7.24 完了
3	洋野森林地域 (14-3)	洋野町 (種市笹花)		7	農	7				その他	7	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川地 域森林計画の樹立 (H28)	H26.4.15 林地開発許可 H26.10.7 完了
4	洋野森林地域 (14-3)	洋野町 (種市角川目)		3	農	3				その他	3	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川地 域森林計画の樹立 (H28)	H26.10.3 林地開発許可 H27.1.22 完了
5	久慈森林地域 (14-3)	久慈市 (侍浜町)		5	農	5				宅地	5	林地開発(園芸ハウス)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川地 域森林計画の樹立 (H28)	H26.9.16 林地開発了承 H27.6.30 完了
6	一関森林地域 (14-14)	一関市 (千厩町奥玉)		3	農	3				その他	3	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流地域 森林計画の樹立 (H29)	H26.1.21 林地開発許可 H26.8.8 完了
7	一関森林地域 (14-14)	一関市 (千厩町千厩)		1	都農	1				その他	1	林地開発(資材置場)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流地域 森林計画の樹立 (H29)	H3.7.22 林地開発了承 H26.10.31 完了
8	軽米森林地域 (14-2)	軽米町 (晴山)		2	農	2				宅地	2	林地開発(鶏糞バイオマス発電所)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流地域 森林計画の樹立 (H30)	H26.8.20 林地開発許可 H27.6.10 完了
9	二戸森林地域 (14-2)	二戸市 (仁左平)		5	農	5				宅地	5	林地開発(鶏舎)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流地域 森林計画の樹立 (H30)	H25.2.15 林地開発許可 H26.9.29 完了
合計			0	30										

【記載上の注意事項】

注1)「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区分名(例:〇〇都市地域)を記載する。

注2)「地域区分」の欄には、都市地域は「都」、農業地域は「農」、森林地域は「森」、自然公園地域は「公」、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。

注3)「細区分」の欄には、市街化区域は「市街」、市街化調整区域は「調整」、その他都市計画区域における用途地域は「用途」、農用地区域は「農用」、国有林は「国林」、地域森林計画対象民有林は「民林」、保安林は「保安」、特別地域は「公特」、特別保護地区は「保護」、原生自然環境保全地域は「原生」、特別地区は「保特」と記載する。

注4)「面積」には、整数値を記載する。

注5)「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。

注6)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。

注7)「変更部分の地目現況」は、整数で記載するため、「変更面積」を上回ることがある。

3 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
平成27年11月	○国土交通省事前調整開始 (11/26) ○市町村意見聴取開始 (11/26)			○市町村・森林管理局意見 聴取		
平成27年12月	○国土交通省事前調整完了 (12/22) ○市町村意見聴取完了 (12/25)			○森林審議会(12/11) ○農林水産大臣協議 地域森林計画公表 (12/25)		
平成28年1月	○国土利用計画審議会 (1/29)					
平成28年2月	○国土交通省本協議 (2月上旬～中旬)					
平成28年3月	○国土交通省本協議完了 (上旬) ○計画変更決定、県報告示 (中旬)					
平成28年4月 以降				○北上川上流地域森林計 画の樹立(H27) ○久慈・閉伊川地域森林計 画の樹立(H28) ○北上川中流地域森林計 画の樹立(H29) ○馬淵川上流地域森林計 画の樹立(H30)		